

会社法第 782 条第 1 項に定める備置書類
(株式会社イトーヨーカ堂との吸収分割契約について)

令和 3 年 7 月 26 日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

令和3年7月26日

会社法第782条第1項に定める備置書類
(株式会社イトーヨーカ堂との吸収分割契約について)

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一

当社(以下、HD という。)と株式会社イトーヨーカ堂(以下、IY という。)とは、HD を吸収分割会社とし IY を吸収分割承継会社として、株式会社 Peace Deli(以下、Peace Deli という。)の管理事業に関して HD が有する権利義務の一部を IY に承継させる吸収分割(以下、本件分割という。)を行う旨の吸収分割契約を令和3年7月1日に締結したので、HD は、会社法第782条第1項の定めに従い、本書面を作成する。

1. 本件分割に関する吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおり。

2. 本件分割の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号)

本件分割に際しては、IY は HD に対して IY の株式その他の資産の割当てを行わないが、IY は HD の完全子会社であることから相当であると判断する。

3. 株式を吸収分割会社(HD)の株主に交付する旨の決議に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はない。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

IY は、本件分割に際して、HD の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権

に代わる IY の新株予約権を交付しない。IY は HD の完全子会社であることなどから、当該取扱いは相当であると判断する。

5. 吸収分割承継会社(IY)について(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 に記載のとおり。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はない。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はない。

6. 吸収分割会社(HD)について(会社法施行規則第 183 条第 5 号)

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はない。

7. 本件分割の効力発生日以後における吸収分割会社(HD)の債務及び吸収分割承継会社(IY)の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

(1) 吸収分割会社(HD)の債務の履行の見込みについて

HD の最終事業年度の末日(令和 3 年 2 月 28 日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 2,529,336 百万円及び 1,116,309 百万円であり、本件分割により HD から IY に承継される資産及び負債の額はそれぞれ 6,186 百万円及び 0 円(ともに本件分割に関する吸収分割契約締結日時点の見込み金額)であるため、本件分割の効力発生日(令和 3 年 9 月 1 日)前後において、HD の資産の額はその負債の額を上回る見込みである。

本件分割の効力発生日以後における HD の収益状況について予測・検討したところ、HD の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象は、現在のところ認識されていない。

その他、HD が本件分割の効力発生日以後に負担すべき債務について、その履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、いずれも現在のところ認識されていない。

以上の点を総合的に勘案した結果、本件分割の効力発生日以後においても、HD の債務について、履行期における履行の見込みがあるものと判断する。

(2) 吸収分割承継会社(IY)の債務の履行の見込みについて

本件分割により、HD から IY に承継させる債務はない。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、甲が、株式会社 Peace Deli（以下「丙」という。）の管理事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2021年7月1日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、本件効力発生日（第5条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、丙の管理事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を、乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社（甲）
商号：株式会社セブン&アイ・ホールディングス
住所：東京都千代田区二番町8番地8
- (2) 吸収分割承継会社（乙）
商号：株式会社イトーヨーカ堂
住所：東京都千代田区二番町8番地8

第3条 （承継する権利義務）

1. 甲が、本吸収分割により乙に承継させる権利義務は、本吸収分割の効力発生の直前において甲が保有することとなる丙の株式の一部（62,100株）とする。
2. 乙は、前項に定めるほか、本吸収分割に際して、甲から、資産、債務、甲の従業員に係る雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第4条 （分割対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる対価を交付しない。

第5条 （本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合、甲及び乙は、協議の上、合意により本件効力発生日を変更することができる。

第6条 （競業禁止義務）

甲は、本件効力発生日後においても、本件事業について競業禁止義務を負わない。

第7条 （本契約の変更又は解除）

本契約締結日後本件効力発生日までの間に、天変地異その他の事由により甲若しくは乙

の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は、本吸収分割の条件の変更を要すると認められる事情が判明したときには、甲及び乙は、協議の上、合意により本契約を変更又は解除することができる。

第8条 （協議条項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年7月1日

甲：東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役社長 井阪 隆一



2021年7月1日

乙：東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博



別紙 2

吸収分割承継会社（株式会社イトーヨーカ堂）の
最終事業年度に係る計算書類等

第 15 期 計 算 書 類

〔 令和 2 年 3 月 1 日 から
令和 3 年 2 月 28 日 まで 〕

- 1 貸 借 対 照 表
- 2 損 益 計 算 書
- 3 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- 4 個 別 注 記 表

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博

貸 借 対 照 表

(令和 3年2月28日 現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	203,476	流動負債	122,655
現金及び預金	23,684	買掛金	48,149
売掛金	14,896	短期借入金	33
商品	46,170	一年内返済予定の長期借入金	93
貯蔵品	52	リース債務	1,359
前渡金	335	未払金	14,720
前払費用	6,604	未払法人税等	733
従業員に対する短期債権	134	未払消費税等	2,681
短期貸付金	443	未払費用	9,460
預け金	71,070	前受金	788
未収入金	29,662	預り金	21,770
短期差入保証金	5,810	貸与引当金	3,548
立替金	3,130	役員貸与引当金	17
その他	1,499	販売促進引当金	1,007
貸倒引当金	△ 19	商品券回収損引当金	217
固定資産	478,691	商品券	15,710
有形固定資産	308,229	その他	2,360
建物	120,370	固定負債	47,022
構築物	6,557	長期借入金	183
車両運搬具	12	リース債務	4,173
器具備品	8,545	株式給付引当金	108
土地	170,025	長期預り金	29,925
リース資産	2,236	資産除去債務	12,631
建設仮勘定	482	負債合計	169,678
無形固定資産	5,242	(純資産の部)	
借地権	330	株主資本	504,624
商標権	9	資本金	40,000
ソフトウェア	1,024	資本剰余金	165,621
その他	3,877	資本準備金	165,621
投資その他の資産	165,219	利益剰余金	299,002
投資有価証券	17,834	利益準備金	11,700
関係会社株式	9,109	その他利益剰余金	287,302
出資金	4	固定資産圧縮積立金	1,070
関係会社出資金	4,581	繰越利益剰余金	286,232
長期貸付金	11,681	評価・換算差額等	7,865
関係会社長期貸付金	371	その他有価証券評価差額金	7,865
長期前払費用	3,976		
前払年金費用	33,878	純資産合計	512,489
長期差入保証金	79,781	負債純資産合計	682,167
破産更生債権等	131		
繰延税金資産	3,657		
その他	2,402		
貸倒引当金	△2,191		
資産合計	682,167		

損益計算書

(自令和 2年3月 1日 至令和 3年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
[営業収益]		1,080,934
売上高		1,053,284
売上原価		807,673
売上総利益		245,610
営業収入		
不動産賃貸収入	20,282	
その他の営業収入	7,367	27,650
営業総利益		273,260
販売費及び一般管理費		265,479
営業利益		7,781
営業外収益		
受取利息	895	
受取配当金	732	
その他	250	1,878
営業外費用		
支払利息	10	
為替差損	235	
その他	1,715	1,961
経常利益		7,698
特別利益		
固定資産売却益	10	
事業構造改革に伴う固定資産売却益	1,134	
投資有価証券売却益	160	
債務保証損失引当金戻入益	4,725	
その他	120	6,151
特別損失		
固定資産売却損	18	
固定資産廃棄損	2,208	
減損損失	7,669	
事業構造改革費用	5,773	
新型コロナウイルス感染症による損失	7,884	
その他	172	23,726
税引前当期純損失(△)		△ 9,876
法人税、住民税及び事業税	△6,370	
法人税等調整額	198	△6,171
当期純損失(△)		△ 3,705

株主資本等変動計算書

(自令和 2年3月 1日 至令和3年 2月28日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金						
令和 2年3月1日残高	40,000	165,621	3,016	168,637	11,700	1,084	299,310	312,095	520,732
当期中の変動額									
吸収分割による増加			1,248	1,248				—	1,248
分割型の会社分割による減少			△4,264	△4,264			△8,714	△8,714	△12,979
剰余金の配当							△672	△672	△672
当期純損失(△)							△3,705	△3,705	△3,705
固定資産圧縮積立金の取崩						△14	14	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
当期中の変動額合計	—	—	△3,016	△3,016	—	△14	△13,077	△13,092	△16,108
令和 3年2月28日残高	40,000	165,621	—	165,621	11,700	1,070	286,232	299,002	504,624

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
令和 2年3月1日残高	9,004	9,004	520,737
当期中の変動額			
吸収分割による増加			1,248
分割型の会社分割による減少			△12,979
剰余金の配当			△672
当期純損失(△)			△3,705
固定資産圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,139	△1,139	△1,139
当期中の変動額合計	△1,139	△1,139	△17,248
令和 3年2月28日残高	7,865	7,865	512,489

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	……	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	……	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)
時価のないもの	……	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

…… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

生 鮮 食 品	……	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
店 舗 在 庫 商 品 (生 鮮 食 品 除 く)	……	売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益 性の低下に基づく簿価切下げの方法)
セ ン タ ー 在 庫 商 品 (生 鮮 食 品 除 く)	……	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益 性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯 蔵 品	……	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 (リ ー ス 資 産 除 く)	……	定 額 法
(2) 無 形 固 定 資 産 (リ ー ス 資 産 除 く)	……	定 額 法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可 能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
(3) リ ー ス 資 産	……	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を 採用しております。

3. 引当金の計上基準

- | | | |
|-------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 貸倒引当金 | …… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | …… | 従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | …… | 役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。 |
| (4) 販売促進引当金 | …… | 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 |
| (5) 商品券回収損引当金 | …… | 当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したものに対する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。 |
| (6) 退職給付引当金
(前払年金費用) | …… | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 |
| (7) 株式給付引当金 | …… | 取締役及び執行役員への株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が当事業年度以後においても一定期間は残るとの仮定を減損損失の判定に用いるなど、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産
 長期差入保証金 10 百万円
 上記の長期差入保証金は、宅地建物取引業に伴う供託として、差し入れております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 271,350 百万円
3. 偶発債務
 従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は次のとおりであります。
 従業員 52 百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
 短期金銭債権 4,069 百万円
 長期金銭債権 1,326 百万円
 短期金銭債務 2,222 百万円
 長期金銭債務 418 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 5,084 百万円
 不動産賃貸収入 603 百万円
 仕入高 17,661 百万円
 その他の営業収入 464 百万円
 販売費及び一般管理費 5,281 百万円
 営業取引以外の取引による取引高
 受取配当金 66 百万円
 その他の営業取引以外の取引高 4,937 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 400,000,000 株
2. 剰余金の配当に関する事項
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年5月20日 定時株主総会	普通株式	672	1円68銭	令和2年2月29日	令和2年5月22日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	1,086
未払事業税・事業所税	394
販売促進引当金	1,103
商品券回収損引当金	66
繰越欠損金	7,829
資産除去債務	4,310
貸倒引当金	677
減価償却損金算入限度超過額	2,887
有価証券評価損	309
分割承継土地等	8,786
減損損失	14,484
譲渡損益調整資産	673
その他	<u>4,294</u>
繰延税金資産小計	46,905
評価性引当額	<u>△ 23,757</u>
繰延税金資産合計	<u><u>23,148</u></u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 472
前払年金費用	△ 10,375
投資有価証券評価益	△ 33
譲渡損益調整資産	△ 4,079
資産除去債務に対応する除去費用	△ 643
その他有価証券評価差額金	△ 3,415
その他	<u>△ 471</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 19,490</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>3,657</u></u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	9,824百万円
1年超	61,423百万円
合計	71,248百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性を重視し、資金管理を行っているグループ会社及び銀行への預金等での短期運用（1年以内）に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。

当社では、「リスク管理の基本規程」においてリスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定め、リスク管理を実施しておりますが、売掛金、差入保証金の信用リスクについては、相手先の信用度の継続的なモニタリングに努め、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式や国債であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内に決済され、資金繰計画の適切な策定・管理により流動性リスクの低減を図っております。外貨建の買掛金のうち、決済額の相当部分については、為替予約取引による為替変動リスクの低減を図っております。なお、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	23,684	23,684	—
(2) 売掛金	14,896	14,896	—
(3) 預け金	71,070	71,070	—
(4) 投資有価証券	16,267	16,267	—
(5) 関係会社株式	3,742	5,450	1,707
(6) 長期差入保証金（1年内返還予定分を含む）	65,167	65,184	16
(7) 買掛金	(48,149)	(48,149)	—
(8) 長期預り金（1年内返還予定分を含む）	(14,371)	(14,011)	△ 360
(9) デリバティブ取引	30	30	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 預け金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券 (5) 関係会社株式
これらの時価については、取引所の価格によっております。
- (6) 長期差入保証金 (1年内返還予定分を含む)
これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債利回り等により割り引いて算定しております。
- (7) 買掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期預り金 (1年内返還予定分を含む)
これらの時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債利回り等により割り引いて算定しております。
- (9) デリバティブ取引
為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

(注2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (百万円) (※1)
投資有価証券 (※2)	1,567
関係会社株式 (※2)	5,366
出資金 (※3)	4
関係会社出資金 (※3)	4,581
長期差入保証金 (※4)	20,421
長期預り金 (※5)	(15,601)

- (※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (※2) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(4) 投資有価証券」及び「(5) 関係会社株式」には含めておりません。
- (※3) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。
- (※4) 長期差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(6) 長期差入保証金」には含めておりません。
- (※5) 長期預り金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(8) 長期預り金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸商業施設等の賃貸不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時価
65,153	58,453

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社セブン&アイ・ フィナンシャルセンター	—	預金取引	預け金 (増減) (注1)	1,180	預け金	71,069
				受取利息 (注1)	105		
親会社の子会社	株式会社セブン・カード サービス	—	業務委託契約 役員の兼任	電子マネー等の 精算 (増減) (注2)	△ 1,646	未収入金	18,748
				電子マネー等の 精算 (増減) (注2)	△ 1,066	預り金	19,327
親会社の子会社	株式会社ヨーク	—	分割会社	分割資産 (注3)	14,665	—	—
				分割負債 (注3)	1,685	—	—
子会社	華糖洋華堂商 業有限公司	所有 間接88%	—	債務保証損失引 当金の戻入	4,725	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 預け金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定された利率に基づき取引を行っております。

(注2) 取引条件の決定については、一般取引と同様に決定しております。

(注3) 当該会社分割は共通支配下の取引であり、上記の資産及び負債については適正な帳簿価額により移転しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,281円22銭
1株当たり当期純損失 9円26銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

- (1) 企業結合等関係
(会社分割)

1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容
当社の食品館及びプライスの食品スーパーマーケット事業
- (2) 効力発生日
令和2年6月1日
- (3) 企業結合の法的形式
当社を分割会社、株式会社ヨーク(株式会社セブン&アイ・ホールディングスの100%子会社)を承継会社とする吸収分割
- (4) 結合後企業の名称
株式会社ヨーク
- (5) その他取引の概要に関する事項
セブン&アイ・グループが成長戦略の一環として推進している、首都圏エリア食品マーケットへの対応強化の一環として実施し、首都圏のマーケット環境に適した新たな店舗フォーマットを確立のうえ、食品シェアの拡大を目的として行うものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

(2) 固定資産の減損処理について

当社は当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を9,377百万円計上しております。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
店舗	建物及び構築物等	東京都	2店舗
		千葉県	1店舗
		北海道	1店舗
		福島県	1店舗等
			9,377

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

	店舗 (百万円)
建物及び構築物	7,956
その他	1,420
合計	9,377

(注) 損益計算書においては、建物及び構築物1,326百万円及びその他381百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準等に基づき評価しております。

また、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを5.6%で割り引いて算定しております。

(3) 事業構造改革費用

当社は、グループ成長戦略を推進する為に、事業構造改革費用を計上しております。

減損損失	1,708百万円
再就職支援金等	1,928百万円
テナント契約解約金等	771百万円
その他	1,364百万円
合計	5,773百万円

(4) 新型コロナウイルス感染症による損失

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、緊急事態宣言発出による政府または自治体からの要請により営業自粛（営業時間短縮含む）期間中に発生した固定費・感染症防止に関連し直接要した費用等を、臨時性があると判断して販売費及び一般管理費から特別損失に振替えております。

休業期間等に発生した固定費 (人件費・地代家賃等)	7,142百万円
感染拡大対策費用	476百万円
その他	266百万円
合計	7,884百万円

(5) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第15期附属明細書（計算書類関係）

〔 令和 2年3月 1日から 〕
〔 令和 3年2月 28日まで 〕

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	
有形固定資産	建物	126,408	※1 15,966	12,433 (7,669)	9,570	120,370	227,942	
	構築物	7,379	550	676 (286)	696	6,557	17,269	
	車両運搬具	3	11	0	3	12	4	
	器具備品	8,495	3,238	1,455 (924)	1,733	8,545	19,986	
	土地	177,790	—	※2 7,764 (330)	—	170,025	—	
	リース資産	2,924	477	204 (133)	961	2,236	6,147	
	建設仮勘定	381	1,473	1,372	—	482	—	
	計	323,383	21,719	23,908 (9,345)	12,964	308,229	271,350	
	無形固定資産	借地権	392	8	61 (32)	8	330	—
		商標権	11	0	—	2	9	—
ソフトウェア		1,245	166	8	377	1,024	—	
その他		2,744	2,459	1,239	85	3,877	—	
計		4,392	2,634	1,310	474	5,242	—	

(注) 1. 当期減少額の()内は内替きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

※1 建物：新規出店による新田店、朝霞店、西川口店、
構造改革店舗の建物及び建物附属設備10,047百万円、その他5,919百万円の増加

3. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

※2 土地：ヨークへの承継6,392百万円及び店舗用等土地の売却等1,041百万円の減少

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	6,774	319	4,882	2,211
賞与引当金	2,925	3,648	2,925	3,548
役員賞与引当金	17	17	17	17
販売促進引当金	466	674	132	1,007
商品券回収損引当金	248	-	31	217
退職給付引当金 (△前払年金費用)	△30,556	209	3,531	△33,878
株式給付引当金	66	64	21	108
債務保証損失引当金	4,376	-	4,376	-

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
宣 伝 装 飾 費	15,345	
消 耗 品 費	5,320	
販 売 用 備 品 賃 借 料	1,566	
外 注 工 賃	1,672	
配 送 費	7,978	
役 員 報 酬	123	
役員賞与引当金繰入額	17	
株式給付引当金繰入額	64	
従 業 員 給 料 手 当	82,919	
従 業 員 賞 与	8,306	
賞与引当金繰入額	3,548	
退 職 給 付 費 用	653	
法 定 福 利 費	12,871	
福 利 厚 生 費	1,667	
教 育 採 用 費	334	
地 代 家 賃	46,292	
店 舗 管 理 費	13,682	
修 繕 費	8,641	
減 価 償 却 費	12,594	
水 道 光 熱 費	11,515	
保 険 料	243	
旅 費 交 通 費	751	
通 信 費	259	
交 際 費	14	
寄 附 金	59	
手 数 料	13,309	
租 税 公 課	4,499	
外 形 事 業 税	1,661	
事 業 所 税	908	
E D P 費 用	7,806	
雑 費	847	
計	265,479	

事業報告

第15期（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）

株式会社イトーヨーカ堂

事業報告（令和2年3月1日 から 令和3年2月28日 まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いております。個人消費におきましては、持ち直しの動きが見られるものの、感染者数が再度増加傾向にあるなど、予断を許さない状況にあります。このような環境の中、当社は、お客様と従業員の安全確保を最優先に、基本方針として掲げる「信頼と誠実」「変化への対応と基本の徹底」を体現し、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に取り組んでおります。

当社は、引き続き事業構造改革および店舗構造改革を推進しております。当事業年度におきましては、集積り需要に対応した食品の売上は伸長したものの、新型コロナウイルス感染症拡大抑止に向けた営業時間の短縮およびアリオにおけるテナント部分の休業等が影響し、テナントを含む既存店売上は前年を下回りました。しかしながら、営業利益は構造改革実施店舗の収益性改善等により77億8千1百万円（前年度比19.3%増）となりました。このような状況下において、新しい生活様式に対応したワンストップショッピングの店舗を目指し、当事業年度下期にはたまプラーザ店で生活シーンに合わせた売場編集を導入いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、営業収益1兆809億3千4百万円（前年度比8.8%減）、営業利益77億8千1百万円（前年度比19.3%増）、経常利益76億9千8百万円（前年度比1.1%増）、当期純損失37億5百万円（前年度差53億7千9百万円減）となりました。

(2) 設備投資および資金調達

当事業年度の設備投資総額は、新規出店への投資に加え、引き続き既存店の活性化に取り組んだ結果、206億1千3百万円となりました。これらに必要な資金は自己資金によって充たいたしました。

(3) 企業再編行為等

当社は、当社と株式会社セブン&アイ・クリエイトリンクとの連携強化により、当社のショッピングセンター化推進における意思決定の迅速化を図るため、令和2年3月1日を効力発生日として、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが株式会社セブン&アイ・クリエイトリンクの管理事業に関して有する権利義務の一部を当社が承継する吸収分割を実施いたしました。

また、当社は、令和2年6月1日を効力発生日として、株式会社ヨーク（旧商号株式会社ヨークマート）との間で、当社を吸収分割会社、株式会社ヨークを吸収分割承継会社として、当社の販売事業部の食品館・プライスゾーンに属する事業に関する権利義務を株式会社ヨークに承継させる吸収分割を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、国内経済は厳しい状況が続いていることに加え、個人消費におきましても、持ち直しの動きが見られるものの、感染者数が再度増加傾向にあるなど、不透明な状況が続くと想定されます。

このような環境を踏まえ、当社は、令和元年10月に発表した事業構造改革計画に基づき、引き続き選択と集中を進めます。令和2年6月1日をもって、食品館、ザ・プライスは、株式会社ヨークへ移管され、不採算店舗の閉店および外部連携を含めた検討は予定通り進捗しております。並びに、本部の人員の適正化についても計画通り進捗しており、収益の安定化に向けた基盤作りを進めてまいります。一方、コロナ禍による消費行動の変化に伴い改めてワンストップショッピングの価値が見直されている状況に対応すべく、商圏ニーズに合わせた館づくりの視点で店舗構造改革を推進してまいります。併せて、ITを活用し店舗運営による業務の効率化を図り、収益性の改善に努めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

項目	第12期	第13期	第14期	第15期
	(平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)	(平成29年3月1日から 平成31年2月28日まで)	(平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで)	(令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで)
営業収益	1,244,262	1,235,180	1,185,147	1,080,934
営業利益	3,077	4,708	6,522	7,781
経常利益	3,687	6,122	-7,615	7,698
当期純利益	△5,821	△7,840	1,674	△3,705
1株当たり当期純利益	△14.55	△19.60	4.19	△9.26
配当金	736,336	721,594	713,839	682,167
配当率	59.9	58.4	59.8	63.2

(6) 重要な親会社および子会社の状況（令和3年2月28日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスで、同社は当社の株式を4億株（議決権比率100.0%）保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司	47,250千米ドル	100.0%	スーパーストア事業
株式会社セブン&アイ・クリエイトリック	622百万円	51.0%	店舗の企画開発事業

(7) 主要な事業内容（令和3年2月28日現在）

当社は、婦人衣料、紳士衣料、服飾・雑貨、肌着、子供衣料等の衣料品全般および住居用品、日用雑貨、ホビー・レジャー用品、介護用品等の住居関連商品並びに加工食品、生鮮食品等の食料品の小売業を主として行っております。

(8) 主要な営業所（令和3年2月28日現在）

① 本店 東京都千代田区二番町8番地8

② 自営店舗 132店舗

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	8	栃木県	1	長野県	2
青森県	4	埼玉県	19	岐阜県	1
岩手県	1	東京都	29	静岡県	3
宮城県	2	千葉県	16	愛知県	6
福島県	2	神奈川県	29	大阪府	4
茨城県	2	山梨県	1	兵庫県	3
合計		132			

(9) 従業員の状況 (令和3年2月28日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
6,477 名	44 歳 8 ヶ月	23 年 2 ヶ月

(注) 上記従業員数のほかにパートタイマー22,319名 (月間163時間換算による月平均人数) を雇用しております。

2. 会社の株式に関する事項 (令和3年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8億4,000万株
- (2) 発行済株式の総数 4億株
- (3) 株主数 1名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	4億株	100%

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

取締役および監査役（令和3年2月28日現在）

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三枝 富博	株式会社セブン&アイ・ホールディングス常務執行役員
取締役 事業構造改革委員会 リーダー	泉井 清志	株式会社セブン&アイ・クリエイティリンク代表取締役 株式会社サンエー代表取締役
取締役 営業本部長	河田 清彦	株式会社丸大取締役 株式会社セブン・カードサービス取締役 株式会社日テレ7監査役
取締役 管理本部長	山本 哲也	アイワイフーズ株式会社監査役 アイング株式会社取締役 イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司董事
取締役 営業副本部長	河西 和保	
取締役 食品事業部長	荒谷 一徳	アイワイフーズ株式会社取締役 株式会社タカトク取締役
取締役	河邊 司郎	
取締役	近藤 悦啓	株式会社セブン&アイ・クリエイティリンク取締役会長
取締役	脇田 珠樹	株式会社セブン&アイ・ホールディングス経営推進部シニアオフィサー 株式会社セブン&アイ・クリエイティリンク取締役 株式会社ニッセンホールディングス取締役 株式会社ニッセン取締役 株式会社エス・ウィル取締役 株式会社Francfranc取締役 7-Eleven, Inc. 取締役
取締役	逸見 弘剛	株式会社セブン&アイ・ホールディングス秘書室長
監査役	宮川 明	株式会社ダイイチ社外取締役
監査役	樋口 昭	イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司監事 成都伊藤洋華堂有限公司監事 華糖洋華堂商業有限公司監事
監査役	幅野 則幸	株式会社セブン&アイ・ホールディングス常勤監査役 株式会社そごう・西武監査役

（注）当社は執行役員制度を導入しており、令和3年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	地位	氏名
執行役員社長	三枝 富博	執行役員	盛島 直人
専務執行役員	泉井 清志	執行役員	柴田 太
執行役員	河田 清彦	執行役員	須賀 秀人
執行役員	山本 哲也	執行役員	荒川 雅章
執行役員	河西 和保	執行役員	井上 了徳
執行役員	荒谷 一徳		
執行役員	梅津 尚宏		
執行役員	小石川 利昭		

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおり取締役会において決議しております。

〔決議の内容〕

(1) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「HD」といいます。）のCSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、内部通報制度の運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。

② 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

③ 業務執行部門から独立した当社またはHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。

④ 当社およびセブン&アイ・グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。

② 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、HDの情報管理統括責任者が、同社の情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、当社はこれらについて適切に協働します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締り会および監査役に報告を行います。

③ 当社およびセブン&アイ・グループ各社の取締役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、HDの情報管理統括責任者に報告するものとします。

(3) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社およびセブン&アイ・グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業に

おけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、HDのリスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。

- ② リスクの管理状況について、定期的に取り締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
 - ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社およびセブン&アイ・グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。
- (4) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
 - ② HDの取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社およびセブン&アイ・グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、HDの取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行い、当社はこれらについて適切に協働します。
 - ③ 当社の取締役会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。
- (5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
 - ② 業務執行部門から独立したHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行い、当社はこれらについて適切に協働します。
 - ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。
- (6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。
- (7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の突効性確保に関する事項
監査役を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。
- (8) 監査役への報告に関する体制
- ① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を見つけたときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。
 - ② 当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社およびHDの監査役に報告をするための体制

HDの子会社の取締役、監査役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、セブン&アイ・グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等が発見したときは、所定の手続により、当社およびHDの監査役に報告するものとします。

③ 内部通報制度を通じた当社およびHDの監査役への報告体制

HDの取締役および使用人ならびにHDの子会社各社の取締役、監査役および使用人は、HDおよびHDの子会社各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内規程等に違反する行為が発見したときは、HDの定める内部通報制度を利用することができ、内部通報制度の運営事務局は、社内規程に従い、その通報内容および運用状況をHDの監査役に報告するものとします。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを

確保するための体制

当社およびセブン&アイ・グループ各社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう、社内規程に定めを置く等により適切に対処します。

(10) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

(11) その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

② 当社の監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができるものとします。

③ HDの監査役およびHDの子会社各社の監査役は定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。

④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〕

(1) 当社における企業統治の状況

当社の取締役会は、10名の取締役で構成されています。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行ができるように執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の立案と業務執行を監督し、取締役兼務者を含む13名の執行役員は業務を執行しています。当社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員が決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定め、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実施しております。当社取締役会は、当社における重点経営目標および予算配分等を定め、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

3名の監査役は、監査役制度を軸に経営をモニタリングしています。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社における業務・財産の状況調査を実施しています。また会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。

(2) 内部監査部門における取組み

当社の内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として監査室内に「業務監査担当」と株式会社セブン&アイ・ホールディングス監査室内に「内部統制評価担当」を設置しています。

「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、内部監査に関する統括機能を持って業務にあたっています。「内部統制評価担当」は、グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。

(3) 監査役監査、内部監査部門、および会計監査の相互連携等

当社は、監査の質的向上を図るため、監査役、監査法人および監査室が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。当該ミーティングでは、監査役は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状

況等について、それぞれ報告を受け、意見交換を行い必要に応じて説明を求めています。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。また株式会社セブン&アイ・ホールディングス監査室から定期的に内部統制評価の経過状況について報告を受け、情報共有を図っております。

なお、監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役間で協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、当社監査役は監査役ミーティングにおいて、当社の内部監査の実施状況・結果に関する報告書の確認を行っております。

監査役、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めている、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

(4) 各種委員会における取組み

当社は、代表取締役のもとに「企業行動委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「FT委員会」を設置しております。各委員会は株式会社セブン&アイ・ホールディングス各委員会と連携しながら方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

●企業行動委員会

傘下にコンプライアンス部会、企業行動部会、消費者・QC部会、環境部会、社会価値創造部会を設置して当社におけるCSR活動を推進させ、ステークホルダーの様々な不満を解消し、本業を通じて社会的課題を解決する取り組みを実施しております。

●リスクマネジメント委員会

企業活動におけるリスクとその対応策の共有化を図り、将来起こりうるリスクにも対応できるよう、リスク管理体制の確認・見直しを実施しております。

●情報管理委員会

当社が取り扱う情報について、管理体制や運用におけるリスクとその対応策を確認し、情報管理体制を強化する取り組みを実施しております。

●FT委員会

法令違反や不公正な取引を防止するため、関連諸法規に関する情報や取り組み事例を共有し、法令遵守・公正な取引の徹底を図っております。

(注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

ただし、百分率は小数第2位を、また1. (5)「直前3事業年度の財産および損益の状況の推移」の1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。

2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

以上

第 15 期 事業報告の附属明細書

令和 2 年 3 月 1 日から
令和 3 年 2 月 28 日まで

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博

事業報告の附属明細書（令和2年3月1日から
令和3年2月28日まで）

該当事項はありません。

以上

監査報告書

私たち監査役は、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき本報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社および店舗等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役及び使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和3年4月15日

株式会社イトーヨーカ堂

監査役 宮川 明



監査役 樋口 昭



監査役 幅野 則幸



独立監査人の監査報告書

令和3年4月14日

株式会社イトーヨーカ堂
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐々木雅広 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中村大輔 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーヨーカ堂の令和2年3月1日から令和3年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上